

喬木村オンデマンド交通実証事業 業務委託 仕様書

1 目的

喬木村では、地域公共交通における将来構想を検討していくにあたり、既存路線の見直しや交通空白地区を対象にした新路線の導入等を行ってきたが、人口減少や少子高齢化などにより急速に進む地域交通を取り巻く環境の変化や交通空白を的確に捉え、目指すべき地域交通のあり方を再度検討する必要がある。

本業務は、こうした交通空白を取り巻く現状や課題の整理、それらを踏まえ新たな移動手段としてオンデマンド交通の実証運行を行い、その有効性、利用ニーズ、運営方法、既存交通との役割分担、持続可能性等を検証することを目的とする。

2 業務委託名称

喬木村オンデマンド交通実証事業 業務委託

3 履行期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

4 基本方針

受託者は、以下の方針に基づき業務を実施すること。

- (1)既存のタクシー、バスその他交通事業者のサービスを不当に阻害しないこと。
- (2)交通空白エリア、供給不足時間帯等を対象とした補完交通として設計すること。
- (3)地域公共交通会議その他関係者への説明を実施し、協議を踏まえた運行内容とすること。
- (4)高齢者、通院・買物利用者、免許返納者等の外出需要の平準化を図り、生活交通の確保に資すること。
- (5)実証結果をもとに、本格導入の可否や制度設計に必要な資料を整理すること。

5 業務内容

(1)計画立案

前項の目的を達するための体制・スケジュール・調査仕様・運行仕様等必要な計画を検討・立案し、本村に提案を行う。なお、提案は利用者に配慮した設計とすること。

(2)現状調査

移動手段に課題を持つ村民の類型とその実態及び交通事業者の課題を明らかにするため、アンケート調査またはヒアリング調査・現地調査等を計画し、本村の合意を得た上で実施する。

(3)施策検討

実施した現状調査の内容をもとに本村の課題解決に向けオンデマンド交通実証運行の詳細仕様を立案する。

(4)運行準備

村が実施する オンデマンド交通実証運行については、道路運送法第4条もしくは第 78 条の許可にて車両を運行する運行事業者（以下、「運行事業者」という。）が運行するものとし、本事業の事業者（以下、「運営事業者」という。）は、以下の事業を実施するものとする。

- ・ オンデマンド交通運行システムの構築に関すること。
- ・ オンデマンド交通運行業務に関すること。
- ・ その他別に定めるオンデマンド交通の運行に必要な業務に関すること。

(5)システムの設計・構築

サービスの具体的な運行を行う上で必要となる以下のシステム要件について、村と運行主体となる団体と随時協議しながら環境構築を行うこと。なお、準備するシステムは以下の機能要件を満たすとともに、システムを稼働させるネットワーク基盤については十分なセキュリティが施されていること。

・管理者側の基本機能について

①	利用者からの予約と運行可能なドライバーのマッチングが可能なこと
②	管理用PC 上で利用者情報や地図を一元管理し、送迎ルートや運転手の割り当てを半自動的に容易に作成できること
③	「誰が、どこへ、いつ」行くかが明確になり運行管理上、誰でも同じように容易に運行計画を作成・運用が可能なこと
④	利用者からの予約は電話又はアプリ等とし、オペレーターにより代理登録が可能なこと
⑤	利用者の事前登録やドライバー及び使用車両の登録が可能なこと
⑥	予約時間の設定を任意で指定できること
⑦	予約受付方法は「即時予約」「事前予約」方式の双方に対応できること
⑧	システム障害が発生した場合は、速やかに復旧の措置を講じること

・利用者側の機能について

①	新規利用登録及び予約状況の確認、予約のキャンセルが容易にできること
②	利用者が希望する乗車人数・乗車時間を任意に指定することができること
③	予約可能な乗車時間の候補が一覧で表示され選択できること

・ドライバー側の機能について

①	専用端末（スマホまたはタブレット）による操作や確認画面は、直感的にわかりやすく、操作性に優れたレスポンスの高いシステムとすること
②	ドライバーに対して専用端末で、運行前後点検、目的地ナビ、申し送り事項の確認、キャンセル連絡の確認が可能であること
③	利用者の乗降場所が表示でき、利用者が予約した内容が表示されること
④	送迎終了後は、運行実績が自動的にシステムへ記録され、運行日誌の作成が不要なこと
⑤	予約発生時に適切にドライバーに通知する機能を有すること

・管理システムの機能について

①	指定のURL にアクセスするブラウザ方式で利用できること
②	運行車両の予約状況の把握ができること
③	利用者の予約情報を確認できるとともに、予約情報の登録、修正、削除ができること
④	利用者の情報を代理で登録、修正、削除することができ、情報のリスト表示ができること
⑤	乗降場所の追加・削除が容易にできること
⑥	運行エリアの設定・修正が容易にできること
⑦	地図上で乗降場所の位置を確認できる機能を有していること
⑧	利用登録者（年齢、性別、行政区名）の情報を氏名・電話番号等により検索できること
⑨	運行実績について、乗降日時・使用車両・運転者別の運行記録、予約・利用者数、乗降場所、種別（病院、スーパーマーケット、交通結節点等）など、村または団体が必要と判断したデータを随時確認することができ、運行実績をCSV ファイル形式等でダウンロードできることオンデマンド交通配車に係る予約システムを構築し、各調整、マスタリングを行うこと。

(6)利用方法の説明・指導

- ①本村担当者への説明・指導
- ②運行事業者への説明・指導
- ③住民説明会における説明・指導に係る相談・支援

(7)保守・運用

- ①本村の就業時間内（平日8:30～17:15まで）は本村及び運行事業者からの電話及び電子メール等による問い合わせの受付を行うこと。
ただし、緊急時においては、この限りではない。
- ②システム障害が発生した際は、速やかに復旧の措置を講じること。
また、障害の原因や対応状況について、復旧までの間、本村に随時報告すること。

(8)事業のマネジメント

- ①業務進捗管理
契約後から運行開始までの間、本村と随時打ち合わせを行い、事業進捗に係る相談・支援を行うこと。
- ②地域合意形成に向けた支援
地域住民や地元交通事業者、関係各所（地方運輸局等）への説明・協議を行うにあたり、委託業務範囲に係る資料の準備や説明事項の整理に関し、相談・支援を行うこと。
住民等への合意形成は特に重要であるため、受託事業者が主体となって住民説明会へ参加し、導入システムや運用に関する説明を行うこと。（運行受託者、住民、住民団体等への説明会は4回程度実施予定）
- ③交通事業者による運行体制構築に向けた支援
運行業務を担う交通事業者への業務委託において、業務委託の内容の準備等に関し、相談・支援を行うこと。

④利用促進に向けた支援

利用者登録支援に向けたチラシ作成や、プレスリリース、住民説明会の実施に当たり、委託業務範囲に係る企画の立案や、資料の準備、説明事項の整理等に関し、相談・支援を行うこと。

⑤その他事業運営に関わる支援

事業運営組織に対して、オンデマンド交通事業運営全体に対する助言・支援を同事業の自主運営実績・他自治体での本格運行（実証を除く）支援実績等に基づき、相談・支援を行うこと。

(9)実証運行

本村と合意した運行仕様でオンデマンド交通を実証運行する。

ドライバー向けの運行マニュアルを作成し、対象者に対してオンデマンド交通の趣旨、運行方法を説明する。

予約はアプリケーション等のシステムと電話予約の2通りによるものとし、その運行管理を支援する。（交通事業者への支援を含む）

アプリケーションを導入する場合は自治体が行き組むオンデマンド交通（共助版ライドシェアやライドシェア）で運行実績があること。

(10)運行開始後の定着・改善支援

運行開始後、利用データの実績集計・分析を毎月実施・報告し、運行体制の改善について、相談・支援を行うこと。

(11)報告・検討会の実施

本事業を遂行する中で各ステップごとに会議体を設け、本村に対し進捗状況や施策妥当性の検証内容などの報告・協議の場を設ける。

(12)報告書作成

前各号を通じて本村の地域公共交通に関する課題及び新たな交通手段の有用性を分析し、報告書を作成・提出する。

なお、委託業務報告書提出期限は令和9年1月末日までとする。

(13)その他付帯業務

①本村が行う地域公共交通会議をはじめ、地域住民、地元交通事業者、運輸支局等関係部局への説明資料作成の相談・支援等を行うこと。

②利用者登録促進のため、住民等に向けた利用促進の取組を支援すること。

③運行状況を確認し、利用者の利便性や運行効率の向上に向けた支援を行うこと。

6 利用形態

(1)利用対象者 すべての人（年齢、住まいは問わない）

(2)事前登録制 利用は、事前登録制とする。

(3)完全予約制 利用者は、利用当日の乗車を希望する1時間前までに、電話予約またはアプリ予約が必要なこと。

(4)予約 オペレーターによる予約受付及びシステム予約の受付を行い、システムに

よる配車を可能にすること。

7 実証運行形態

(1)運行エリア

委託者との協議により調査をおこなった結果、エリアを選定して実施する。

(2)運行形態

既存のバス停を活用した乗降ポイント型又はドア to ドア型いずれかによるものとする。

- ・運行時間帯 : 09:00 ~ 16:00 (平日のみ)
- ・車両 : 村公用車 2 台想定 (ハイエース 1 台、5 人乗り以上車両 1 台)
- ・運賃 : 1 乗車あたり 300 円 (無料パスをお持ちの方は 200 円)
- ・決済方法 : 現金やチケット、電子決済 (降車時や事前支払) 等を想定している。
受託者との協議の上決定する。

- ・想定される利用者及びケース

①高齢者：通院及び買い物、余暇活動等の実施

②学 生：通学や部活動、習い事などの送迎

- ・その他

上記の事項は、実証運行に係る基本的な事項であり、現時点での予定である。今後変更となる可能性があるため、変更時の対応については本村と協議の上決定することとする。運行期間、オペレーター・ドライバーの支援などその他実証運行に必要なものは運行仕様で提案するものとする。

8 成果品

(1)成果図書

- ① 報告書 一式
- ② 関連データ 一式

(2)納品方法

提出は電子データとする。

9 その他

- (1)受託者は、地方自治法等の関係法令順守のうえ、本業務を遂行するものとする。
- (2)本業務委託を円滑かつ適正に進めるため、事務局担当者との打ち合わせ協議は、必要に応じて対面及び Web 会議方式等で適宜に行うこと。
- (3)本業務の実施に当たって、必要な資料等で本村が保有するものについては、受託者に貸与する。ただし、本業務完了後、受託者は速やかに返却すること。
- (4)受託者は、やむを得ない理由により経費等が著しく変動した場合、本村へその旨を連絡すること。この場合において、契約の変更について本村及び受託者双方協議のうえ、決定するものとする。
- (5)本業務における報告書類に関する所有権、著作権 (著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号))

- 第21条から第28条までに定められた権利をいう。)は、本村に帰属するものとする。
- (6)受託体制として責任者1名、担当者1名を選任すること。また、各担当者の氏名、本事業における担当業務、主な保有資格及び業務実績などを記載した担当者名簿を提出すること。本件に関する一部業務の再委託を行う場合は、委託先会社及び委託業務を記載した体制図を作成・提出すること。
- (7)本業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、「個人情報の保護に関する法律」及び「喬木村個人情報保護法施行条例」を遵守し、その取扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及び、き損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (8)本仕様書は、最低限必要と考えている事項を記載したものであり、受託者は目的を勘案し、その専門的立場から、他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、本運営業務の費用の範囲内において効果的な提案がある場合は、積極的に提案すること。
- (9)成果物納入までにかかる一切の費用は、委託料に含まれるものとする。
- (10)本仕様書に記載のない事項については、本村と受託者双方で協議・調整の上で実施するものとする。

10 担当・問い合わせ先

係名 喬木村役場企画財政課企画財政係
住所 〒395-1100 長野県下伊那郡喬木村6664
電話 0265-33-5129 (直通)
FAX 0265-33-4511
電子メール kikaku@vill.takagi.lg.jp